

公明党

代表 山口 那津男 様

要 望 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫

【重点要望項目】

- 1 被災地の復興に向けた支援制度の構築・拡充について・・・P 1
- 2 地域医療等の充実について・・・P 2
- 3 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の
処理の促進について・・・P 3
- 4 雇用対策の拡充について・・・P 4

【要望項目】

- 1 原子力災害対応について
 - (1) 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み
及び確実な安全対策について・・・P 5
 - (2) 除染対策について・・・P 6
 - (3) 福島第一原子力発電所災害に関する適正な賠償の実施について・P 7
 - (4) 風評被害の払拭について・・・P 8
 - (5) 原発事故により被災した子どもたちに対する支援について・・・P 9
- 2 本市の基幹的な社会基盤の整備について
 - (1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備
促進(一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む)について・・・P 10
 - (2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について・・・P 10
 - (3) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する(仮称)
小名浜道路の早期整備等について・・・P 11
 - (4) 産業復興を支える国際バルク戦略港湾・小名浜港の
整備促進について・・・P 12
 - (5) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備について・・・P 12
- 3 被災地域の支援について
 - (1) 洋上風力発電の促進について・・・P 13
 - (2) 漁業再開に向けた支援等について・・・P 14
 - (3) 学校給食共同調理場への対応について・・・P 14
 - (4) 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業の対象拡充について・・・P 15
 - (5) 介護保険事業に対する財政支援について・・・P 15
 - (6) 津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の
取扱いについて・・・P 16
 - (7) 復興に向けた人員確保について・・・P 17

【重点要望項目】

1 被災地の復興に向けた支援制度の構築・拡充について

東日本大震災は、大地震、大津波そして原子力発電所事故が重なった世界に類を見ない複合災害として、本市に甚大な被害をもたらしました。

現在、その復旧・復興に向けて懸命に取り組んでいるところでありますが、復興交付金制度につきましては、主に津波被災地域等の面的な被害を受けた地域を対象としており、また、災害時に中心的な役割を果たす庁舎の耐震化についても、活用が難しい状況にあるなど、被災地が抱える課題への対応が不十分であると認識しております。

つきましては、復興交付金の柔軟な活用を可能とするなど、被災地の一日も早い復興を実現できるよう、次の項目について要望いたします。

- ① 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災地の復興に資する、復興交付金の柔軟な運用（被災地域の実態に即した事業費枠の拡充）
- ② 被災地での安全・安心を確保するため、庁舎など必要な社会資本や公共施設の耐震化、高度化等に向けた新たな支援制度の構築

【重点要望項目】

2 地域医療等の充実について

いわき医療圏においては、東日本大震災以前から慢性的な医師不足の状況にあり、これに加え、福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、新たな医師の招へいや医療従事者の確保が困難となるなど、本市における医師や医療従事者の不足は深刻な状況となっております。

更に、双葉郡などから約 24,000 人の方が本市に避難しているため、仮設住宅周辺の医療機関においては、外来件数の増加により待ち時間が長くなるなどの影響が生じており、市民への影響や医師の負担が過重になるなど医療提供体制の再構築が急務となっております。また、放射線による健康被害を懸念する市民も見受けられるところであります。

このような状況の中、今後のいわき医療圏における地域医療の充実・強化に向け、次の項目について要望いたします。

- ① 特に浜通り地方における中核病院としての役割を担う本市新病院建設事業について、復興事業の本格化に伴う事業期間の長期化や事業費増を見越した地域医療再生基金事業の期間延長及び更なる基金積み増し
- ② 早期に効果的な医師招へい・医療従事者の確保対策の実施
- ③ 放射線医学に関する調査研究・最先端医療を担う関係機関等の本市への誘致

【重点要望項目】

3 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の促進について

本市の一般廃棄物焼却処理施設から発生する飛灰の放射能濃度は、原発事故直後は2万 Bq/kg を超えておりましたが、平成24年8月以降は8,000Bq/kg を下回る状況となっております。

8,000Bq/kg を超える廃棄物については、放射性物質汚染対処特別措置法により、指定廃棄物として国の責任で処理することとなっておりますが、今もなお施設内において一時保管を行っております。

また、8,000Bq/kg 以下の廃棄物については自治体等が処理することとなりますが、事業者や埋立処分場周辺住民の放射能に対する不安が根強く、処理ができない状況となっております。

このため、施設内における一時保管を余儀なくされており、そのスペースも限界に達しつつあるため、このままでは家庭等から出される一般廃棄物の処理に支障をきたす恐れがあります。

現在、施設外に新たな保管場所の確保に努めておりますが、住民の放射性物質に対する不安や国の処理の見通しが不透明で長期間の保管を余儀なくされるとの懸念により、その選定は困難を極めておりますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 中間貯蔵施設の早期設置とともに、国による指定廃棄物の処理の開始時期を具体的な根拠を示しながら公表すること。
- ② 施設外の一時的保管場所の確保に向けて、放射性物質に対する住民の不安の解消を図ること。
- ③ 指定廃棄物以外の飛灰の円滑な処理に向けて、国の責任において、確実な処分の推進体制を早急に確保すること。

【重点要望項目】

4 雇用対策の拡充について

本市における雇用情勢については、有効求人倍率が震災直前の平成23年2月末時点では、0.67倍であったものが、震災からの復旧・復興需要等により、平成25年5月末時点では、1.26倍になるなど、平成24年7月以降、有効求人倍率が1倍を上回る状況が続いております。

また、平成25年3月高校卒業者については、就職決定率が99.4%で、県内留保率も69.9%であり、いずれも震災前を超える水準となっております。

しかしながら、有効求人倍率については、復旧・復興需要に基づく一時的なものであり、長期的・継続的な雇用の確保を図るためには、被災等により雇用の維持・確保に苦慮している事業所等へのさらなる支援が必要であると考えられます。

また、双葉郡などから、約24,000人の避難者を受け入れているという特別の事情があり、これらの方も含めての雇用の創出も必要となっております。

さらには、本市復興のためには、将来を担う若者の地元定着を促進することや、職場定着率を高めることが重要であります。

については、長期的・継続的な雇用の確保・創出を図るため、複数年実施可能な緊急雇用創出基金事業や、事業所に対する助成制度の拡充、避難されている方も対象とした本市における雇用機会の創出・拡大するための効果的対策の実施、さらには、地元定着を図るための、在学時からの地域で働く意識醸成への取り組みや、新規就業者にかかる研修の実施等への助成など、各種支援策の拡充・構築について要望いたします。

1 原子力災害対応について

(1) 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故については、これまでも再三にわたり、一刻も早い収束と福島第一原発1～4号機のみならず、県内すべての原発の廃炉を強く求めて参りました。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えたままの生活を強いられることから、例えば、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し、区域外に保管するなど、原子力政策を推進してきた国及び事故の原因者である東京電力(株)の責任において、確実な安全対策を講じるよう強く求めてきたところであります。

しかしながら、本年3月の冷却システム停止、4月の地下貯水槽からの汚染水漏えいなど相次ぐトラブルに加え、地下水バイパス計画の説明不足等による市民の不安は増す一方であります。

本市では、福島第一原発事故の影響により市外に避難している2,572世帯に対しアンケートを行っておりますが、昨年度のアンケートでは「いわき市に戻る上での課題」として、約67%が「事故の収束」を挙げており、また、そのうち51%が、収束の段階を「廃炉が完了したとき」と回答しております。

このように、頻発するトラブル等は、市民はもとより市外で生活されている方々の帰還にも大きく影響を及ぼすものであり、事故の収束作業が安定しない状況に対しては、強い危機感を抱いております。

このことから、改めて国及び東京電力(株)の責任において、これまでも増してしっかりとした対応をされるよう、次の項目について強く要望いたします。

- ① 「福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づく万全な体制での着実な取り組み及び分かりやすい情報提供
- ② 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組みの推進と当面の確実な安全対策
- ③ 東京電力(株)に対する監視体制の強化

(2) 除染対策について

放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」）では、国は、これまで原子力政策を推進してきた社会的責任に鑑み、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるとしております。

しかしながら、本市のように国直轄ではなく、市域全体が除染対象区域とならない「汚染状況重点調査地域」においては、実施主体が市町村とされているばかりか、農地や山林を含め地域の実情に即した除染方法の確立や仮置場設置も含めて、責任主体である国の関わり、連携も不十分であり、人的支援もなく、いわば市町村任せの状況となっております。

これに対し国の見解は、『地域の実情をよくご存知の市町村を中心に、除染の推進、また、仮置場を確保いただくを得ない』とのことでありますが、警戒区域等の除染特別地域は、地域の実情を知らない国が直轄で行っていることから、「汚染状況重点調査地域」においても積極的な対応はできるものと考えております。

また、エリアの平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の除染対象区域外において、局所的に高い線量となっているいわゆるホットスポット除染にかかる土壌は、特措法に基づく除去土壌ではないことから、国において処分方法等が未だ示されておられません。また、同様にホットスポット除染にかかる廃棄物は、国で処理する 8,000Bq/kg を超えない限り中間貯蔵施設への受け入れは不可とされており、かつ特措法に定める仮置場の造成費用の財政的支援も認められておらず、現状では現場保管とならざるを得ない状況にあります。

このほか、ゴルフ場等の大規模事業所については、広大かつ様々な自然条件が混在する施設であることから、除染方法も明確ではなく、市町村の単独実施も困難であり、これまでも国の直轄実施を含め具体的な手法の確立を求めてきました。

さらに、市町村が除染を実施する前に個人又は事業者が自ら実施した除染に係る費用や除染で生じた廃棄物の取り扱い等について、本年5月に賠償の対象とする方向で、基準の検討に着手するとのことでしたが、未だ決定はなされておられません。

除染は、市町村においては相当な業務負担となっていること及び方針が決定していない事項への対応にも苦慮していることを踏まえ、次の項目について強く要望いたします。

- ① 市町村が必要と認めるホットスポット（低線量の地域の中で局所的に線量が高い箇所等）除染に伴い発生した土壌の、国の責任における処理の明確化及び8,000Bq/kg以下の廃棄物の、処分費用に対する国の財政措置及び国の責任による中間貯蔵施設への搬入
- ② 仮置場設置に係る国の積極的な対応
（国自らの仮置場設置及び国の責任による住民理解の促進）
- ③ 市町村業務負担の軽減
（除染技術の提供や職員派遣はもとより、除染対象地域全域に係る国の直轄実施など）
- ④ 大規模事業所等に係る具体的な除染手法の確立及び国の直轄実施
- ⑤ 個人等が自ら除染した費用や廃棄物に対する賠償基準の早期決定

(3) 福島第一原子力発電所災害に関する適正な賠償の実施について

本市の市民や事業者は、事故が収束していない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動を行っており、その精神的な苦痛や風評被害などの間接被害に伴う営業損害は計り知れないものがあります。

一方で、放射線への不安などから、自主的に市外に避難し、心ならずも家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が少なくありません。

このような、被害者である全ての市民や事業所を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、本市にとって切実な課題である次の5項目と併せて、責任をもって対応されるよう強く要望いたします。

- ① 本市30km圏内「旧屋内退避区域」と「旧緊急時避難準備区域」における避難指示区域解除後の賠償対象期間の公平な取り扱い
- ② 自主的避難等対象区域に係る賠償期間の延長等の適正な賠償
- ③ 本市30km圏内「旧屋内退避区域」に係る財物賠償の早期決定
- ④ 損害賠償請求権の消滅時効を適用除外とする特別立法の措置
- ⑤ 地方公共団体に対する迅速かつ適正な賠償

(4) 風評被害の払拭について

福島第一原子力発電所災害に伴う風評被害は、今もなお本市に深刻な影響を及ぼしております。

このことから、国においてはモニタリング体制の維持・充実を図りながら、地域の安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、本市で生産された農林水産物や商工業品に係る放射性物質検査体制の構築や積極的なPRなど、地域と連携した取組みを推進されるよう要望いたします。

また、本市はこれまで風評被害を払拭し、交流人口の回復を目指したPR事業を実施してきたところでありますが、観光交流人口の回復、とりわけ風評により落ち込んでいるファミリー層の獲得のため、本地域を訪れる観光客を対象とした高速道路料金の大幅割引措置など、誘客促進策を講じられるよう要望いたします。

さらに、国際的な風評被害の払拭を図るためにも、平成27年度に予定されている「第7回太平洋・島サミット」が「いわき」で開催できるよう、また、観光交流の促進につながるような国際的な会議等が開催できるよう特段のご配慮をお願いします。

(5) 原発事故により被災した子どもたちに対する支援について

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が第 180 回通常国会において成立し、本市を含む被災自治体の市民生活を守り支えるための施策が推進されるものと期待しているところであります。

本年 3 月 15 日、国において、本法律の趣旨に基づき実施する具体的施策をまとめた「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」が公表されたところでありますが、本法律の基本方針、支援対象地域の範囲、医療費減免の内容とその対象、地域の意見反映のプロセス等については、未だ具体化されていない状況にあります。

このことから、早期に基本方針を策定するとともに、本市全域が支援対象地域の指定を受け、被災した子どもをはじめとする全市民が適正に支援を享受できるよう強く要望いたします。

また、本市では、原発事故に伴う放射性物質に対する不安から、児童等の運動や自然に触れ合う機会が減少しており、肥満傾向やストレスの蓄積等が懸念されているほか、保護者の不安等に対して、専門的な知識や適切な助言等を行うことができる相談体制の構築が求められております。

このことから、本市では、市内の保育所及び幼稚園において、放射性物質に不安を抱く保護者に対して相談・助言等を行うとともに、子どもたちの運動機会を増やすための事業を実施することといたしました。保育所については、国において積み増しされた福島県安心こども基金の財源措置があるものの、幼稚園については財政的な支援がありません。

つきましては、被災地の子どもたちが置かれた状況を十分に斟酌していただき、幼稚園において行う事業に対しても、特段の財政支援が講じられますよう要望いたします。

2 本市の基幹的な社会基盤の整備について

(1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備促進(一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む)について

今後再び、東日本大震災と同規模の津波等による災害が生じても、市民が安全・安心に避難できるよう、福島県と茨城県を結び広域避難道路の役割を担う一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を強く要望いたします。

また、本市の主要幹線道路である一般国道6号常磐バイパス、一般国道6号久之浜バイパス及び一般国道49号平バイパス・北好間改良事業等の直轄国道バイパスは、本県浜通り地域の復興再生を支える極めて重要な主要幹線道路でありますので、さらなる整備促進に向けて、予算の拡充が図られるよう要望いたします。

(2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について

常磐自動車道は、首都圏と太平洋沿岸地域の産業・経済・文化などの発展と地域住民の福祉の向上を実現するための重要な高速自動車国道であります。

東日本大震災において、常磐自動車道は、本県浜通り南部地域の住民の避難や災害応急対策に必要な人員、物資などの輸送路として重要な役割を果たしたところであります。

今後、本市が南東北の拠点都市として他地域との交流拡大を図りながら、震災からの早期復興を遂げるためにも、常磐自動車道の早期仙台延伸が図られるよう要望いたします。

(3) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する（仮称）小名浜道路の早期整備等について

小名浜港周辺では、本市復興のシンボルとして、大型商業施設を含む新たな交流拠点の整備が予定されており、既設の環境水族館「アクアマリンふくしま」などの観光交流施設と相俟って、さらなる集客が見込まれております。

また、重要港湾小名浜港は、立ち遅れている避難解除区域等の復興事業の最前線基地として、今後、貨物流通量の増大が見込まれるところであり、広域的な物流機能の強化が求められているところであります。

しかしながら、高速自動車国道等の主要幹線道路から、小名浜港周辺へアクセスする道路では、市街地部において渋滞が発生するなど、定時性の面において大きな課題を抱えており、アクセス性の向上に寄与する道路整備が望まれております。

つきましては、小名浜港周辺地区の観光交流人口の増大、重要港湾小名浜港を拠点とした広域的な物流機能の強化、さらには、本市の復興はもとより、避難解除区域等の復興再生を支援する道路として、福島県が「戦略的道路」として位置付けた重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する（仮称）小名浜道路の早期整備並びに一般国道 399 号、主要地方道小野富岡線、一般県道吉間田滝根線の整備促進について強く要望いたします。

(4) 産業復興を支える国際バルク戦略港湾・小名浜港の整備促進について

小名浜港は、本市はもとより南東北の産業経済を支える国際物流拠点として、更には東日本地域の電力供給を支える石炭の国際バルク戦略港湾として、これまでも増して重要な役割を果たすことが求められております。

本市が震災からの早期復興を図るためには、小名浜港を活用した産業の集積とあわせて港湾機能の強化が喫緊の課題となっております。

つきましては、現在整備が進められている東港地区において、大水深の耐震強化岸壁等の早期整備とともに、高効率の荷さばき施設の設置促進等に向けた特定貨物輸入拠点港湾への指定、さらには、再生可能エネルギーを核とした産業集積につながるような港湾機能の拡大など、なお一層の整備促進が図られるよう要望いたします。

また、小名浜港1・2号ふ頭地区アクアマリンパークは県内でも有数の観光地であり、これまでも客船入港時には大きな賑わいが創出されたところでもあります。震災以降減少した観光交流人口の拡大と更なる賑わい創出のため、客船入港のための新たな航路整備についても要望いたします。

(5) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備について

重要港湾小名浜港周辺地区は、東日本大震災により被害を受けましたが、小名浜港アクアマリンパークや小名浜港背後地等を含む周辺地区の一体的な再生・整備は、いわき市において復興のシンボルとして位置づけ、物流の拠点として港の再生はもとより産業・観光振興の拠点として、早期完成を目指しているところであり、完成の暁には、本市のみならず福島県、ひいては日本全体の震災復興のシンボルになるものと期待しております。

本市においては、この再生・整備に向けて、小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業並びに津波復興拠点整備事業に係る復興交付金の採択をいただき、防災機能を有する新たな都市拠点の整備に取り組んでいるところであります。

今後とも、当該地区の一体的な再生・整備に向けた多様な動向を踏まえていただき、国における積極的な施策展開が図られますよう要望いたします。

3 被災地域の支援について

(1) 洋上風力発電の促進について

本市では、市復興ビジョンに「原子力災害を克服するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す」ことを掲げ、この実現に挑戦しております。

また、福島第一原子力発電所の事故やそれに伴う風評被害により、地域経済が大きな被害を受けており、その再生と復興が急務となっております。

こうした中、本県沖では、国による浮体式洋上風力発電の実証実験が進められておりますが、この実証実験を契機として、特に小名浜港周辺地区を基軸としながら、地域経済の再生と復興が図られるよう、次の項目について要望いたします。

- ① 浮体式洋上風力発電実証実験の着実な実施
- ② 風力発電関連産業の集積に向けた企業誘致に対する支援
- ③ 風力発電の研究、試験を行う拠点施設の誘致
- ④ 風力発電関連産業の集積・活動拠点としての小名浜港の機能強化
- ⑤ 漁業者との共存に向けた取り組み支援

(2) 漁業再開に向けた支援等について

小名浜港周辺地区においては、水産業の拠点施設である魚市場等の整備を進めておりますが、本市の沿岸漁業は、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、操業自粛を余儀なくされている状況にあります。

つきましては、本市水産業の早期の復旧復興に向け、次の項目について要望いたします。

- ① 福島第一原子力発電所から発生する汚染水について、東京電力㈱に対し抜本的な対策を求めるとともに、安易な海洋放出は容認しないこと
- ② 本市の漁業関係者は、依然として沿岸域での操業自粛を継続するなど、他の被災地域とは異なる実情を勘案し、今後とも本市の水産業の復旧・復興に向けた継続的な支援措置を講じること
- ③ モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、操業再開への全面的な助言・指導を実施するほか、根拠のない風評が本市の水産業の復興を阻むことのないよう万全を期すこと

(3) 学校給食共同調理場への対応について

被災した学校給食共同調理場の補助対象面積につきましては、これまでの要望により、本来、原形復旧面積のみが対象となるところを、通常新築した場合に対象となる面積まで補助対象として認められることとなり、複数の補助事業の活用につきまして御配慮いただき感謝いたします。

しかしながら、被災した学校給食共同調理場を現行の衛生管理基準を遵守し整備する場合、相当程度規模が大きくなり、本市の財政負担も大きくなることから、子どもたちに対し安定的に学校給食を提供するための復旧事業であることに鑑み、新たな財政支援策を講じられるよう要望いたします。

(4) 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業の対象拡充について

東日本大震災復興交付金の基幹事業である「低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業」につきましては、被災者が浄化槽を設置する際の費用の一部を補助し復興・再建を支援する制度ですが、本交付金創設前に、いち早く新築や建替えなどの家屋再建を行った場合には、制度が適用されない状況となっております。

つきましては、著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために活用する復興交付金の趣旨に鑑み、被災者の早期生活再建に対する経済的負担の軽減が図られるよう、本事業の対象を既に自力で家屋再建を行い設置された浄化槽まで拡充くださるよう要望いたします。

(5) 介護保険事業に対する財政支援について

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、長期にわたる避難生活などから、要介護等認定者が震災以前よりも大幅に増加している状況にあります。

本年4月1日現在の要介護等認定者数は、17,589名であり、対前年比で8.4%の増と、震災前3か年の平均増加率2.5%の3倍を超えて急激に増加し、通常では想定できない状況となっております。

この結果、本年度の介護保険給付費は国のワークシートにより算定した保険給付費を大幅に上回ることが見込まれており、当初予算において県の財政安定化基金からの貸付金を計上するなど、本市の介護保険財政の健全な運営が困難な状況となっております。

つきましては、要介護等認定者数の増加に伴い増嵩する介護保険事業にかかる保険給付費等について、被災地である本市の介護保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、被災地に対する調整交付金の優先的な配分や臨時交付金の創設など、特段の財政支援措置を講じられるよう要望いたします。

(6) 津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の取扱いについて

国は、平成 25 年 2 月に成立した平成 24 年度補正予算において、津波による被災地域において安定的な生活基盤（住まい）の形成に資する施策を通じて、住民の定着を促し復興まちづくりを推進する観点から、住宅建築に係る借入金の利子相当額等を補助することができるよう約 1,047 億円の震災復興特別交付税を増額し、福島県には約 103 億円の配分がなされたところであります。

補正予算を計上するにあたり、国が示した基準は、津波により被災し、全壊となった持ち家住宅のうち、防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業の対象とならない住宅を対象として、再建に係る借入金の利子相当額等を補助するものでありますが、被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定することとされております。

本市といたしましては、津波により被災した住民の定着を促進し、復興まちづくりを推進するためには、国が制度設計において支援対象としている、全壊した持ち家住宅という基準に加え、大規模半壊及び半壊でやむを得ず解体した持ち家住宅の再建に対し支援を行うこと、並びに、国が制度設計において示した基準額（区画整理対象：163 万円、区画整理対象外 282 万円）に捉われることなく、防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業における支援内容を踏まえ、補助限度額の増額を行うことが必要であると考えていることから、当該見直しに伴い生じる財源不足については、震災復興特別交付税を増額するなど、財政支援を講じられるよう要望いたします。

(7) 復興に向けた人員確保について

本市では、国による人的支援の枠組み等を通して、他の自治体から協力をいただき、中長期派遣職員を受け入れております。

震災からの迅速かつ着実な復旧・復興のためには、マンパワーの確保が極めて重要であり、引き続き、復興に必要な人員を確保する必要があることから、国におかれましては、全国市長会等と連携を図りながら、中長期的な職員派遣等の人的支援を継続されるとともに、派遣職員の受入れ等に係る経費については、今後も、全額を震災復興特別交付税により措置されるよう要望いたします。